

特 記 仕 様 書

（適用範囲）

- 1 本特記仕様書は、甲府市が発注する令和7年度森林整備事業測量業務委託（以下、「本委託」という。）に適用する。これによりがたい場合、監督員と協議の上決定するものとする。

（業務計画書）

- 2 受注者は、契約締結後、次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、監督員が不要と認めた場合は、工程表のみの提出に代えることができる。
 - （1）業務概要
 - （2）実施方針
 - （3）業務工程
 - （4）成果品の内容、部数
 - （5）連絡体制（緊急時を含む）
 - （6）使用する主な機器

（業務内容）

- 3 周囲測量
 - （1） 使用機器
使用機器は、ポケットコンパス又はデジタル方位距離計等を使用するものとする。
 - （2） 区域の明示
境界が明瞭になるよう適宜刈り払いを行い、区域外側の樹木の目通りに赤スプレーで二本線の目印を付すこと。ただし、隣接地が民有林等の場合、内縁立木とする。
 - （3） 測量野帳の記載事項
付近の地況・林況変化・測点の位置等を備考欄に記入すること。
 - （4） 無立木地等の報告
区画内に崩壊地等の無立木区域で林地外と認められる箇所（概ね0.01ha以上）が存在する場合や明らかに林相が異なる場合等には、協議簿を作成し、監督員に報告すること。
 - （5） 測量杭
杭の材質は、合成樹脂又は木とする。杭には、赤ペンキを塗布し、事業年度、森林整備目的（「間伐」等）、測点番号を記入すること。
 - （6） 引照点の設置
崩壊地及び沢等の周辺で亡失の恐れがある杭は、復元ができるように必要に応じて引照点を設置し、区画測量とは別にデータ管理を行うこと。
 - （7） 面積、角度及び距離の単位
面積の単位はヘクタールとし、小数点3位以下の端数は四捨五入し、2位止めとする。
角度の単位は度とし、30分刻みとする。
距離の単位はメートルとし、小数点2位四捨五入1位止めとする。

- (8) 公差
閉そく公差については、測定距離の総和の50分の1とし、これをこえるものについては、再測すること。

(9) 作業道路線測量

113林班わわ1小班において、搬出するための作業道の路線測量を行うこと。なお、搬出の可否により、必ずしも発注図面どおりの箇所、及び線形で作業道路線測量を行わなくても良いこととする。作業道路線測量を行う小班を変更する場合、監督員に協議すること。

4 標準地測量

- (1) 監督員と協議の上で標準地調査箇所を決定し、計測については第3に準じて行うこと。
(2) 標準地における各測点には木杭を使用し、調査年度、標準地番号、測点番号を記入し、赤ペンキを塗布したものを打ち込むこと。
(3) 標準地の位置は図面上に明示するものとする。
(4) 標準地内の立木調査については、下記によること。

- 1 標準地内の全木(6cm以上、枯死木を含む)を調査対象とすることを原則とする。ただし、下層木及び小径木については、監督員との協議により除外できるものとする。
- 2 地上高120cm位置より下部で三股や株立ちなどの樹幹分岐が生じている場合は、個々の立木として取り扱うものとする。なお、その旨を野帳備考欄に記すこと。
- 3 調査対象木については、ナンバーテープ等により調査番号を明示すること。
- 4 胸高直径については、斜面上部の地上高120cm位置での計測値とする。計測値は2cm単位での括約により野帳記入を行うこと。断面が扁平である場合には、2方向より最大値と最小値を計測し、野帳記入を行い、その平均値を求め、偶数単位に切り捨てること。
- 5 樹高計測は、斜面上部地際より梢頭までの全長の測定を原則とし、曲木は形状に沿った全長を測定する。
- 6 野帳備考欄への記入事項は、樹冠欠損、曲がり、獣害痕跡、腐朽などの形質特性を対象とし、以下の記載例を参考として適宜記入すること。
「樹幹欠損○m」「○mより二又」「曲がり 地際～○m」
「曲がり ○m～○m」「クマ剥皮○m～○m 幹周率○%」
「シカ角擦り○m～○m」「つる締め跡あり」「No. ○～○株立ち」

(成果品)

5 成果品は、次の各号により提出するものとする。

- (1) 測量野帳、標準地野帳【1部】
- (2) 測量計算簿、面積計算簿【1部】
- (3) 実測図(1/1,000、1/5,000)【1部】
- (4) 地形図挿入図(1/5,000)【1部】
- (5) 標準地位置図【1部】
- (6) 写真帳(林況及び作業状況)及び日誌【1部】
- (7) 上記(2)～(6)に関する電子データ(CD-R)【1部】
(1)(2)については、エクセルデータ、(3)～(6)につ

いては、pdfデータとする)

(その他)

- 6 受注者発注者は業務着手前、完了後、その他協議を要する事案が発生した場合に打ち合わせを行うものとする。
- 7 本業務実施にあたり、受注者発注者双方の協議の結果、業務量に多少の増加がある場合でも変更契約の対象とはならないものとする。